

平成30年
2月号

濱田会計事務所通信

平成30年2月1日発行 Vol.6

平成29年9月号の事務所通信でもご案内しておりますが、平成30年より配偶者控除の対象要件が変更されています。
毎月の源泉所得税の計算にも影響しますので、対象となりそうな従業員がいらっしゃる場合はご注意ください。
改正の都度どんどん複雑な税制になっています。
来年以降は、更に複雑な改正も控えていますので順次ご案内して参ります。
寒さが一段と厳しい2月ですが、皆様風邪やインフルエンザなどお気を付けてお過ごし下さい。



<税務/会計トピックス>

仮想通貨で儲けたら・・・

会社にお勤めの方は、会社が年末調整を行うため通常は御自身で税金の申告を行う必要はありません。

ただし年末調整の対象となる給与以外に収入がある場合は、確定申告を行い納税が必要となる場合があります。例えば今話題の仮想通貨で儲けた場合も勿論税金がかかります。

① 儲けが20万円未満の場合

年末調整で税金の計算をしている人は、それ以外の給与や儲け（所得）の合計額が20万円未満の場合は確定申告不要の制度があります。ただし、医療費控除を受けるなどの理由で確定申告を行う場合は20万円未満の所得を含めて申告する必要があります。

また、確定申告不要制度は所得税の規定のため、住民税の申告は別途行う必要があります。

② 儲けが20万円以上の場合

年末調整を行った給与所得やその他の所得と合わせて確定申告を行ない、納税を行う必要があります。仮想通貨の儲け（所得）は雑所得となり、給与所得などと合算して税金の計算を行います。所得の合計が1800万円を超える場合の所得税・住民税の合計税率は約50%です。

③ 損失が出た場合

仮想通貨の所得は雑所得となるため、損失が出た場合は年金など他の雑所得との相殺は出来ませんが、給与所得や事業所得などと相殺する事は出来ません。また、損失を翌年に繰り越すことも出来ません。

仮想通貨は変動が激しいため大儲けした翌年に大損をした場合前年の税金を払えなくなるという事も有り得ます。投資を行う際は、十分にご注意下さい。



<相続・贈与税のお話し>

教育資金一括贈与に対する非課税の活用

平成 29 年 11 月号で触れましたが、通常、扶養義務者相互間で必要な都度支払われる教育資金は贈与税が非課税とされています。

ただし、平成 31 年 3 月 31 日までの間に祖父母や父母から 30 歳未満の子供や孫に対して行う贈与について一定の要件を満たした場合は、事前にまとめて一括贈与する場合も 1,500 万円までの金額が非課税となります。

メリット

- ① 贈与された子や孫が 30 歳になるまでに教育資金として使い切れば贈与税がかかりません。
- ② 贈与された財産は相続の際に相続財産への持ち戻しがありません。
- ③ 金融機関が使途をチェックするので目的外の使用を予防出来ます。

注意点

- ① 贈与する教育資金は金融機関に専用の口座を作って預け入れ、教育資金以外の用途では引き出す事が出来なくなります。
- ② 贈与を受けた子や孫が 30 歳になるまでに贈与を受けた金額が残っている場合は、その残った金額が贈与税の対象となります。



例えば生まれたばかりの孫やひ孫を対象に一括贈与をする事も出来ますので、注意すべき点を踏まえて上手に活用すれば相続税の節税対策に大きな効果が期待出来ます。

生前贈与をご検討の方は、是非一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページに掲載しております。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

